

琴浦町議会議長

小 棟 正 和 様

令和2年1月28日
請求者 琴浦町八橋 1455
松田道昭
外町民有志一同

公開質問状

琴浦町議会基本条例（条例第24号）に基づき、以下の質問をいたします。同条例は、議会・議員の活動原則や町民と行政の関係について基本的事項を定め、前文および第1条には「情報公開」による透明性・公平性・信頼性の確保および「説明責任」を果たし、豊かな町づくりに貢献するうたっています。町民と議会関係における当該誓約的条例にかんがみ、議会議決の責任において明快なる回答を文書にて本年2月28日までになされるよう求めます。

記

一、「法的根拠なし」と決議した監査請求は、却下が相当

琴浦町議会は、令和元年6月定期議会において「監査請求に関する決議」（議員提出議案第10号）を行った。それは、琴浦町行政が取り組んでいる同和差別解消対策事業は不法だとし、現在実施している施策や事業の実態監査を求めたものです。

もちろん、行政施策の運用や施行実態の監査を求め「最小の経費で最大の効果」を希求し、あるいは改善に繋げる監査請求は重要です。しかし、当該議決は、同和差別解消の施策や事業を根底から否定し、廃止あるいは妨害することを前提としたものであり、民意に反するものとして、とうてい容認できるものではありません。

当該議決の内容は「同和対策特別措置法」（以下「特措法」という）の失効を理由に組み立てられたものです。すなわち、「特措法」は平成14年3月31日をもって完全に失効した。以降の同和対策は「一般対策化」すべきであるのに遅々として進まず、「人権・同和教育課の設置」「固定資産税の減免措置」「生活相談

員の配置」「人権教育推進委員の設置」等々を継続している。これらの施策には「法的根拠」はない。よって実態を監査し見解を明らかにせよとの決議です。

だが現行の琴浦町の同和対策事業は「法的根拠」に基づくものです。法的根拠に基づくものであれば、議会決議の理由は消滅し、監査の必要性はなく却下すべきものとなります。

現行の同和差別撤廃に関する施策事業は「法、条例、指針」等の法的根拠あるいは自治体の自主的権限に基づくものであり、したがって当該議決の理由は失われ、却下が相当と考えます。

町議会が行った「監査請求に関する決議」は、多くの町民に疑惑と心配を与えた。よって、当公開質問状の論点と対比しながら議会決議の正当性について琴浦町議会の責任ある説明を求めます。

上記に関わる法的根拠

(1) 「同和対策審議会答申」（昭和40年）

この答申は「同和問題は人類普遍の原理である人間と平等にかかる問題である。従って、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べ、部落差別は差別する人の問題であることを基本的視点として示し、さらに同和地区を対象とする差別の実態は同和地区に止まらずあらゆる生活環境に及び、この解消こそが自由と平等の原点であると明記しています。この精神は反差別の原点として脈々と受け継がれ、今日に至っており生きています。

(2) 総務省の各自治体への通達（平成13年1月26日）

総務省は「特措法」失効後の同和対策について、「一般対策化」を各自治体に通達しています。「一般対策化」とは同和地区・同和関係者に対象を限定しない差別解消・人権尊重の一般的対策を趣旨としていますが、同和差別解消に関する行政事業を否定するものではない、という指針も明示しています。

(3) 鳥取県の今後の同和対策の在りかた（平成14年2月）

鳥取県は、「特措法」失効後における同和対策の基本方向を示しました。要すれば、「特措法」が失効しても部落差別が消えてなくなるものではない。本県は「特措法」という「法」を根拠とした同和行政から、今後は分権の時代にふさわしい地域の実情と課題に対応した部落差別の実態を根拠とする同和行政を推進していかねばならない。同和行政とは部落差別をなくすための一切の行政を意味していることから、引き続き「特別対策」で対応するものも、部落差別の解決のために「一般対策」を活用するものも、いずれも同和行政であり同和対策事業となる、と明快に論じています。

ご承知のとおり、平成12年施行の「地方分権一括法」は国と地方の上下・支配関係から地方自治体の自主性、自律性を認めたものであり、鳥取県の指針を

基盤とした行政こそ今日的で権威あるものと言えます。

琴浦町の監査請求議決は、「国の法律の失効」によってすべてが終わったとし、地方分権化における地方独自の施策も無効とするものです。これは、地方自治体の自主性・自律性を認めない行為となりませんか。見解を求めます。

(4) 部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 16 日)

この法律は 6 条からなり、部落差別の解消のための施策として国および地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定しています。内容は△部落差別の存在△基本的人権享有保障の憲法理念△国民等しく個人尊重の理念による差別解消△国と地方公共団体の責務の規定△部落差別に関する実態調査、等々です。

以上の点から、同和対策事業を行う「法的根拠はある」と考えます。見解を求めます。

法律は最も強い社会規範であり、制定そのものが人々の「差別意識」や「人権感覚」に密接に結びつくものです。法は人の行為を変え、行為は人の態度を変え、さらに心を変えるものと信じます。どうか議員一人ひとりが法を尊重し、「差別をしない、させない、許さない」人権尊重の地域と人間関係を基盤とする町づくりに頑張っていただきたいと念願いたします。

二、「条例の一部改正」について

理由が不明であり、削除部分は人権重視の町づくりの否定です

琴浦町議会は、令和元年 12 月定例議会において「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例(平成 16 年琴浦町条例第 125 号)の一部改正」を賛成者多数で議決されました。

議会議決は地方自治法第 96 条によるものであり、行使そのものに異議するものではありません。問題は議決の内容とその理由です。

改廃の理由説明によると、当条例の表題には「部落差別をはじめ」とあり部落差別があつたかも最優先事項であるかの文言が多く記されている。このことは人権問題に優先順位がないということと矛盾するから「部落差別をはじめ」とする文言を削除する、というものでした。

(1)もちろん、いかなる差別も許されず重大性に変わりはありません。理解できないのは、「部落差別をはじめ」との文言が人権問題に優劣・上下関係を表している、との認識です。なぜ、「はじめ」と付けることが人権問題の優劣、上下関係を定めた表現となるのか、この理由付けは、差別者特有の予断と偏見による選別体質によるものとしか考えようがなく、何が何でも部落差別解消事業を妨害し除外するための「言いがかり」ではないか、説明を求めます。

(2) 差別の発生の中には個人的なものと集団的社会的なものとがあります。こ

れを解消するにはすべての国民に倫理的自覚が必要で、この倫理性に矛盾があることはなりません。個人的差別は、その属性に差別発生の理由が無くなり、あるいは差別した側の倫理観の進化によって差別解消の展望が開けるものと信じます。

しかし、部落差別は日本の歴史過程において日本国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、政治的に権力者の支配を有利にするために作り出された身分差別によるものです。明治 4 年の解放令によって身分制度は廃止されたものの、部落差別は社会の不合理と結びつき、様々な形で残され再生産され現在に至るものと認識しています。

この部落差別は集団的差別ゆえに、その解決方法は政治的行政責任として、すべての国民がこそって集団的に取り組まなければ解決しないものと考えます。条例の表題に「部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくする」としたのは、様々な差別の発生を誤りなく認識し、人権擁護を進め、民主主義の成熟に町民すべてが結集する責務を明らかにすることと理解しています。議会の条例改廃はこれらを否定したものと考えますが、真意をお聞かせください。

(3) 議会が行った改廃部分を見れば、他にも看過できない点があります。

①「自らも差別及び差別を助長する行為をしないように努めるものとする」、との町民の自主的な人権尊重の規範を削除し、町民こそっての人権擁護の町づくり体制を否定するものとなっています。これは、反差別の運動に参加し努力を重ねた多くの町民に対する侮蔑であり、冒涜です。

②生活環境の改善、職業の安定を目的とした重要課題を削除していますが、差別とは、存在の否定であり何らかの不利益を与える除外行為です。差別ゆえの生活上の不利益をなくす目標をなぜ廃止するのですか。理由を明確にしてください。

③被差別部落民は差別の辛酸を体験するがゆえに、差別なき社会を創るという崇高な使命感と鋭い人権感覚を育んできました。また地域には、公平で公正な差別なき相互扶助体制の確立を目指す様々な運動体が存在しています。これらを反差別の「啓発団体」として連携を図り人権尊重の地域を創るという条項をなぜ削除するのですか説明してください。

④実態調査の実行を義務化した条項を削除し、曖昧にしたのは「部落差別の解消の推進に関する法律」第 6 条(部落差別の実態に関する調査)の規定に反するものです。一度決めたものでも誤りを気づけばこれを撤回する勇気と責任を期待し、議会の見解を求めます。

三、被差別地域の摘示要求は差別の助長です

平成 30 年 6 月の定例議会における一般質問で「固定資産税減免」の対象地域

名を執拗に迫る某議員の発言がありました。

議会における議員発言は、自由で議員の最も基本的権限であることは承知をしています。だが、他人の私生活にわたる言論は禁止され（地方自治法第132条）、虚偽や差別に及ぶ発言、民意に反する発言も許されないものと思います。法務省通知（平成30年12月27日）は次のように述べています。

「部落差別は、他の属性に基づく差別と異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出されたものであり、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域の居住者、出身者を否定的に評価するという誤った認識が国民の一部に残っている。この現実を前提とした場合、特定の者を同和地区住民として識別すること自体がプライバシー、名誉、不當に差別されない法的利益を侵害するものである。また、特別の者に対する識別でなくとも、特定の地域が同和地区である事を指摘する行為も人権侵害の恐れが高く、違法性のあるものと言うことができる。従って同和地区を指摘する識別情報の摘示は原則として削除措置の対象となる」この法務省見解は、今なお差別の対象とされている被差別地域をあばき示すことはさらに差別の対象地域を知らしめ差別行為を助長する危険をつくり出すことになる、と明示しているのです。某議員の発言の誤りを素直に認めるべきです。

某議員の発言について琴浦町差別事象対策委員会は、部落差別を助長する事象と断定し県人権局に報告しましたが、これに対し議会は報告の撤回を求める決議を行いました。この決議は、法務省の見解を真っ向から否定するものと考えます。法務省通知が誤りとする琴浦町議会の見解を求めます。加えて撤回決議は、差別助長行為を助長する危険をもっています。併せお答えください。

四、部落差別撤廃政策や事業に対し連続して妨害を強める理由は何か

前述の監査請求に関する決議、部落差別撤廃条例の一部改正、被差別地区的固定資産税減免要綱の廃止決議など、琴浦町議会は部落差別解消に関わる政策について連続的に反対してきた事実を見れば、部落差別の解消を妨害することを目的に議会運営が行われているのではないかと心配します。

私達は「部落差別撤廃運動」は部落問題にとどまらず、全ての差別に全霊を注ぎ、差別をしない、させない運動の重要な共生課題として位置付けています。

琴浦町議会のこのような一連の動きは、人間の尊厳を傷つける差別実態を無視し、逆に差別を扇動助長するものを感じます。丁寧で明快で責任ある説明を求めます。

以上。